「自助」「共助」「協働」で災害に強い街づくりをめざそう！

岸根町町内会自主防災だより　（第２号）

２０２２年（令和４年）１０月　自主防災部発行

大きな揺れを感じたところが、自宅や学校、勤務先、お買いもの中、おでかけ先など様々です。先ず、安全な対応をとりますが、更に強い揺れなどが継続すると不安な状況になります。
安全な場所に移動する「避難」について、考えてみましょう。

「避難すること」と、**「避難所に行くこと」**は、別です。それをしっかり理解しておきましょう。

今回、**岸根町町内会、神奈川県立岸根高等学校、横浜市港北区役所** の三者での**「災害時における「いっとき避難場所」使用における防災協定」**を令和４年９月１日付けで締結をしました。

〇岸根町町内会の地域防災拠点（指定避難所）は、**城郷小学校**
となっていますが、直接にこの避難所に行くことなく
「いっとき避難場所」に避難することになります。
その後、場合によって**避難所に移動**することもあります。

〇自宅などが安全と確認された場合には**「在宅避難」**を勧めます。
住み慣れた自宅はストレスもなくペットも安心です。

〇避難の流れについて**「港北区防災マップ」**には、
下記のように説明しています。

※「港北区防災マップ」令和３年４月発行より、一部転載しました。